

受託単価規定

合同会社ニュークリア・テクノロジー・コンサルティング

第1条（目的）

この規程は、弊社が外部から受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という）の実施に必要な人件費の精算に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（総則）

- 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規程に定めるところにより計算する。
- 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（人件費）

- 人件費は、当該受託等事業に従事する役員及び従業員（以下「従業員等」という。）の受託単価による。
- 受託単価は、表1の金額を用いる。
- 人件費の額は、当該受託等事業に従事する業務時間に受託単価を乗じて得た額とする。

付則 この規程は2024年7月1日から施行する。

表1 受託単価

作業クラス	作業内容	単価
作業クラス A	(調査) 高度な専門性を要するコンサルティング及び分析 (技術解析) 解析条件の設定及び解析手法の選定、専門的評価業務	50,000 円/時
作業クラス B	(調査) 高度な専門性を要する調査、ヒアリング、及び翻訳・通訳 (技術解析) 解析モデル作成及び解析結果の評価、専門的支援業務	25,000 円/時
作業クラス C	(調査) 専門性を要する資料収集及び資料・文書作成 (技術解析) 入力データ作成、解析実施、解析結果整理、試験等支援	12,500 円/時

上記の単価には一般管理費を含みます。